

出展申込書

申込日： 年 月 日

裏面記載の出展規程を遵守することを承諾し、下記の通り出展を申込みます。

● 出展者

会社名	フリガナ			代表者	役職	
	和文表記社名				フリガナ	
	英文表記社名				氏名	
本社所在地	フリガナ					
	〒					
	TEL				FAX	
ホームページURL	http://					
出展実務(連絡)担当者所在地	フリガナ					
	〒					
担当者	所属部課				役職	
	フリガナ				TEL	FAX
	氏名				E-mail	

● 出展申込小間数

小間単価①	申込小間数②	出展料金(①×②)	支払予定期日
¥300,000 (税抜)	小間	¥	年 月 日
		+消費税	支払期限 2015年4月30日(木)<厳守>

出展料を含め本展示会に関するすべての料金の消費税率は開催初日の6月10日時の税率が適用されます。詳しくは事務局までお問合せください。

● 出展内容等 *印刷物、ホームページ等に掲載させていただきますので、正確にご記入ください。

出展者名	フリガナ
住所	〒
	TEL FAX
出展分野	<p>*今回出展される主なジャンルを[1ヶ所]チェックしてください。</p> <p> <input type="checkbox"/> 建材関連 <input type="checkbox"/> 住宅設備関連 <input type="checkbox"/> 景観材料・エクステリア関連 <input type="checkbox"/> 環境関連 <input type="checkbox"/> 健康住宅関連 <input type="checkbox"/> 高齢者対応住宅関連 <input type="checkbox"/> リフォーム関連 <input type="checkbox"/> 耐震・制震・免震関連 <input type="checkbox"/> 建設ソフト・システム関連 <input type="checkbox"/> 図書・情報・サービス関連 </p>
出展製品・内容	*50字程度。文章の場合は体言止めでご記入ください 例) 建具関連商品の展示。
ホームページURL	http://
共同出展者名	(共同出展者のある場合のみご記入ください。)
ホームページURL	http://

● 連絡欄

--

事務局使用欄

受付	請求内容	請求書 No.	請求日	入金日	1	2	3
受付日	出展料金				4	5	6
受付番号					7	8	9

出展規約

【1. 規約の履行】

出展者（以下「出展者」といい、その役員・従業員、関係者、代理店、施工・運営を委託する者などを含む）は「建築材料・住宅設備総合展 KENTEN」以下「本展示会」という）に出展するにあたり、本規約、主催者から提示された「出展のご案内」（出展要項）および「出展細則・提出書類」（出展申込者に対して後日配布）の記載内容（これらを総称して以下「本展規約等」という。【7. 展示に関するルールの概要】に一部記載されています）を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期（本展示会の搬入期間・開催期間を含む）を問わず出展申し込みの拒否、出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の命令、または関連サービスの提供中止を行うことができます。その際、主催者の判断基準・根拠などは公表しません。また出展者から事前に支払われた費用の返還には応じません。その他、出展取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展者の損害も補償しません。さらに出展者は出展の取り消しによって主催者またはその関係者に生じた損害を賠償するものとします。

【2. 出展にあたっての諸注意】

- 出展者は、主催者が定める本展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する法人・団体などに限定します。また主催者は出展基準に従い、法人・団体および製品・サービスなどが出展に適するか否かを決定する権利を持ちます。下記事例などに該当すると判断した場合には出展申し込み受付の保留または出展をお断りする場合があります。
◀出展申し込み受付の保留または出展をお断りする事例▶
 - ・出展申込書その他の提出書類の記載事項に不備や虚偽の申請などがあった場合
 - ・出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合
 - ・出展者が第三者の権利（知的財産権、肖像権など）を侵害していると判断される場合
 - ・他の出展者や来場者などから苦情が予想される場合
 - ・出展者が自ら法的整理手続きの申し立てをし、あるいは申し立てを受けている場合
 - ・出展者が【10. 反社会的勢力の排除】に定める反社会的勢力であることが判明した場合
 - ・「その他、出展が著しく不相応と判断される場合」
- 出展申し込みを正式に受理した後（本展示会の搬入期間・開催期間を含む）でも、出展者が本展規約等に違反したと主催者が判断した場合、主催者は出展を取り消す権利を持ちます。
- 疫病などでWHO（世界保健機関）の伝播地域に指定された国・地域からの出展を保留またはお断りする場合があります。なお、指定国・地域外においても主催者の判断で関連書類の提出を求める場合があります。

【3. 出展申し込みおよび出展料金の支払い】

- 出展申込書は主催者が定める方法で提出するものとします。出展申込書を受領し、出展審査を経た時点をもって正式な出展申込受理とします。なお「会社案内」・「製品カタログ」など別途添付資料を定める場合があります。すべての添付資料をご提出いただかない場合、主催者は出展申し込みの保留または出展をお断りする権利を持ちます。出展申込書、添付資料その他すべての提出書類は返却しませんので、出展者はコピーなどをとりお手に保管するものとします。
- 出展申込受理の後、主催者は出展者に「出展料金をご請求します。出展者は2015年4月30日（木）までに指定の銀行口座へ振り込むものとします（振込手数料は出展者が負担してください）。主催者が定める期日までに出展料金のお振り込みがない場合、主催者は出展申込受理を取り消す権利を持ちます。

【4. 出展取消】

- 出展申込受理後の出展取り消し・解約は認められません。出展者の事情により、出展のすべてまたは一部の取り消し・解約をする場合、出展者は主催者が認める方法で主催者に届け出たうえ、規定の出展取消料を主催者に支払わなければなりません。
- 出展取消料
 - 2015年3月14日（土）～2015年3月31日（火）まで =請求金額の50%
 - 2015年4月1日（水）以降 =請求金額の全額
- 出展取消料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、別途損害賠償を請求することがあります。

【5. 展示スペースの割り当て】

- 展示スペースは、主催者が定める小間の配置・形状に基づき決定します。出展者はその結果に従うものとします。
- 出展者は、主催者が定めた展示スペースをいかなる理由があってもその全部または一部を他の出展者や第三者との間で交換・譲渡・貸与などすることはできません。
- 主催者は、会場ならびに所轄の警察署・消防署・保健所などによる指導・命令や出展キャンセルなどがあった場合、小間配置の全体レイアウトを変更することができます。

【6. 各種書類の提出】

出展者は、「出展細則・提出書類」の提出書類など主催者が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければなりません。期日に遅れた場合、主催者およびその関係者は申込事項を履行するか否かを決定する権利を持ちます。

【7. 展示に関するルールの概要】

- 出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどが出展対象となります。その関連・関係会社およびグループ・提携関係にある法人・団体であっても出展申込書に記載がない場合は、それらの製品・サービスなどの出展や、自社小間内でそれらの社名などの掲出ができない場合もありますのでご注意ください。
- 出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどの出展内容などに変更が生じた場合、速やかに主催者が定める方法で主催者に届け出たうえで、許可を得なければなりません。

- 7-3. 装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、「出展細則・提出書類」に規定され、出展者はこれを遵守しなければなりません。
- 7-4. 出展者は、通路など自社小間内以外の場所で展示・宣伝・営業行為などを行うことはできません。また近隣の展示を妨害してはいけません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はこれに従うものとします。
- 7-5. 出展者は、強い光・熱・臭気、または大音量を放つ実演など他の出展者や来場者の迷惑となる行為を行ってはいけません。実演などが他の出展者や来場者に多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができ、出展者はその判断に従うものとします。なお、大阪市条例の中で危険物と見なされるものは危険物として届けるとします。
- 7-6. 出展者は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。
- 7-7. 本展示会会期中および会期後に他の出展者や来場者などに対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など）があったと主催者が判断した場合、主催者は出展中止または次回以降の出展申し込み拒否などの申し入れを行う権利を持ち、出展者はこれに従うものとします。
- 7-8. 本展示会会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して、主催者はその責を一切負いません。
- 7-9. 出展者は主催者に届け出た了承を得た後、自社ブースおよび出展者が特定されない全景のみ撮影することができます。

【8. 個人情報の取り扱い】

- 8-1. 出展者は、展示などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切に取得しなければなりません。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用するものとします。特に第三者提供を行う場合は必ず「個人情報」の情報主体から「同意」を取らなければなりません。
- 8-2. 出展者は、展示などを通じて取得した「個人情報」について、法律に定められた「安全管理」を遵守した適切な管理・運営を行わなければなりません。
- 8-3. 出展者は、「個人情報」の情報主体から展示などを通じて取得した「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の要求や、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応をとらなければなりません。
- 8-4. 出展者が展示などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の情報主体または情報主体と主張する者との間で紛争などが生じた場合、両者で協議して当該紛争の解決にあたるものとします。かかる紛争に関し、主催者は一切の責を負いません。

【9. 損害賠償責任】

- 9-1. 主催者はいかなる理由においても、出展者が展示スペース、印刷物および本展示会Webサイトを使用することによって生じた人および物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責を負いません。
- 9-2. 出展者は、故意・過失の如何を問わず、展示会場内およびその周辺の建築物・設備および主催者が用意した設備に与えたるすべての損害について、遅滞なく賠償するものとします。
- 9-3. 出展された製品・サービスについて他の出展者や第三者と紛争が起きた場合、主催者はその責を一切負いません。出展者はその費用と責任において、これを解決・処理し、主催者には一切迷惑をかけるものとしません。万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合、すみやかに補填しなければならぬものとします。
- 9-4. 主催者は、天災地変、疫病、交通機関の遅延・ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責によらない事由による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者の損害は補償しません。

【10. 反社会的勢力の排除】

- 出展者もしくはその主要な株主や出資者、あるいは出展者が本展示会出展のために契約する者（施工を委託する者を含むが、それに限らない）は、現に反社会的勢力（以下の①～⑥に掲げる者および団体をいう）ではないこと、または過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明・保証するものとします。
- ①『無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律』に基づき処分を受けた団体もしくはかかる団体に属している者、またはこれらの者と取引のある者、その他これらに類する団体もしくはかかる団体に属している者またはこれらの者と取引のある者
 - ②『組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律』に定める犯罪収益等隠匿もしくは犯罪収益等收受を行いもしくは行っている疑いのある者、またはこれらの者と取引のある者
 - ③『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』第2条第2号に定義される暴力団およびその関係団体ならびにその構成員
 - ④総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団などの団体または個人
 - ⑤暴力、威力、脅迫的言詞および詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人
 - ⑥前①～⑤のいずれかに該当する者または団体（以下「反社会的団体等」という）と関係することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する者または団体
 - ⑦反社会的団体等が代表し、または支配する法人その他の団体
 - ⑧反社会的団体等が取締役、執行役、業務執行社員、監査役、理事、監事またはこれらに類する地位の役職にある法人または団体

【11. その他】

- 11-1. 本展規約等に関連して生じる一切の紛争は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするに同意するものとします。
- 11-2. 主催者が必要と判断した場合、出展者にあらかじめ通知することなくいつでも本展規約等を変更することができるものとします。